

# 総務委員会会議録

令和3年8月6日（金）

（開 会） 10：00

（閉 会） 10：45

## 【 案 件 】

1. 入札制度について
2. 情報発信について

## 【 報告事項 】

1. 株式会社新生堂薬局との包括的連携について

---

### ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「入札制度について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

### ○契約課長

「令和2年度 建設工事の入札執行状況」につきまして、お手元の資料に基づきご説明をいたします。

「入札制度について」の1ページをお願いいたします。この資料は令和3年3月末までに執行いたしました工事契約落札率別内訳表で、設計金額は130万円越えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。入札件数の合計は123件、契約金額の総額は73億1721万2540円で、平均落札率は91.69%となっております。

次に、資料の2ページから4ページについてご説明いたします。この資料は、令和3年3月末までに執行いたしました条件付き一般競争入札の実施状況でございます。3月末までに41件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が24件、建築一式工事が13件、専門工事が4件となっております。41件のうち総合評価分3件、変動型最低制限価格方式6件を除きます32件中31件が最低制限価格で応札がなされ、全てくじ引きにより落札者を決定いたしております。一番下の欄に記載しておりますが、平均落札率は89.99%となっております。

次に、資料の5ページをお願いいたします。これは等級区分のクロスゾーンに適用いたします変動型最低制限価格方式による入札の執行状況で、3月末までに6件実施をいたしております。平均落札率は88.89%となっております。

続きまして次に、「令和3年度 建設工事の入札執行状況」につきまして、お手元の資料に基づきましてご説明をいたします。「入札制度について」の資料2の1ページをお願いいたします。この資料は令和3年6月末までに執行いたしました工事契約落札率別内訳表で、設計金額が130万円越えの工事請負契約案件について、落札率別に記載したものでございます。6月末までの入札件数の合計は30件、契約金額の総額は5億8304万4千円で、平均落札率は90.39%となっております。

次に、資料の2ページをお願いいたします。この資料は、令和3年6月末までに執行いたしました条件付き一般競争入札の実施状況でございます。6月末までに4件の条件付き一般競争入札を執行いたしました。その内訳といたしましては、土木一式工事が1件、建築一式工事が3件となっております。4件のうち、全てが最低制限価格で応札がなされ、2件がくじ引により落札者を決定をいたしております。一番下の欄に記載しておりますが、平均落札率は89.1%となっております。以上、建設工事の入札執行状況についての説明を終わります。

### ○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許し

ます。質疑はありませんか。

○小幡委員

今、課長のほうから報告がありましたけれども、工事契約の落札状況がありますね。95%から97%の落札率ですね。もしくは97%から99%。8者とか4者、ほぼ95%以上の職種的なものは、どういったところが多いのでしょうか。

○契約課長

特に建築・土木を除きます専門工事といったところが主な工種となっております。

○小幡委員

専門工事ということは電気設備、給排水とかそういった専門工事ね。建築・土木は、明細を見ますと95%以下が大半と。80%、90%そこそこというのは、もうくじ引が大半というような見方ですよ。了解しました。この明細の中で、何者か、何業種ですけれども、辞退が何カ所か出ていますけれども、個別には結構ですけど辞退の主な要因といいますか、辞退理由というのは何か契約課のほうで把握されておりますか。

○契約課長

辞退の届出の中に、その辞退理由というのを記載する欄がございまして、理由はさまざまでございます。例えば手持ち工事があるとか、技術者がいないとか、繁忙であるとか、そういった理由が主な理由となっております、理由はそれぞれさまざまでございます。

○小幡委員

関連で今、辞退の理由はわかりましたが、前年度になるか、3月31日まで、指名停止されたところが何者かありましたでしょう。その指名停止の主な理由というのは把握されておりますか。記憶にある範囲でいいです。

○契約課長

指名停止の業者につきましては、その都度公表しております、その中に、指名停止の理由を記載させていただいておりますけれども、具体的に申し上げますと、契約後にその工事が履行できないですとか、不正または不誠実な行為ということでくくっておりますけれども、その中で、例えば工期が間に合わなかったですとか、これまで直近でありますのが、そういったような理由が主なものというような状況でございます。

○小幡委員

そのような理由で指名停止を受ける業者さんが、年々何者か数者出てきますけれども、指名停止の基準というのは、契約で内規的なものを何か決めてあるのでしょうか。

○契約課長

飯塚市のほうで指名停止措置要綱といったような、それぞれの要綱・基準というのを定めておりまして、それに基づいて、そういった措置を講じておるといような状況でございます。

○小幡委員

その内規的な資料というのは、委員会のほうには提出というのはできるのでしょうか。

○契約課長

既にホームページ等で公表しておりますので、提出は可能でございます。

○小幡委員

委員長にお願いしたいんですけれども、今言われました指名停止の内規的な資料の要求をしたいと思うんですけれども、よろしくお願ひいたします。

○委員長

執行部にお尋ねします。ただいま小幡委員から、要求がっております資料は提出できますでしょうか。

○契約課長

提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま小幡委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 08

再 開 10 : 10

委員会を再開いたします。ほかに質疑はございませんか。

○小幡委員

関連で今の報告の中で辞退された業種が、業者の方が何点かおられますが、再三辞退に対するペナルティーについては何か検討するべきだということを描きしておりましたが、その後契約課として何かペナルティーに対する話し合いとか、まとめたことがあればご報告願いたいんですけど。

○契約課長

これまでも入札参加申請後の入札辞退につきまして、さまざまな指摘をいただいているところでございます。それで、入札制度検討委員会の中でも、いろいろと協議は行っておりますし、契約課内部でもそういった議論は常々行っております。これまでも答弁しましたとおり、辞退に関しましては、参加業者のさまざまな都合やさまざまな要因というのがありまして、一律にペナルティーを科すということとはできないと。これは変わっておりません。ただ、これまでも明らかに入札を妨害する行為ですとか、談合などの不正が疑われるものにつきましては、私たちの規則に基づいて事情聴取を行ったり、そのような手続を厳正に行っているところではございます。辞退に対することにつきましては、入札制度に関しては、委員おっしゃいますように飯塚市の課題ということについては認識しておりますので、今後も情報収集、並びに内部の協議といったものを引き続き検討を行ってまいりたいと考えております。

○小幡委員

わかりました。今言った入札に対する不正があったからとかいうのは、はっきりわかった状況においては先ほど言いました指名停止とか、そちらのほうに流れていくんだと思うけど、私が今、主に言いたいのはペナルティーの中でも業者さんの意見ね。10数者おられると。ただ自分のところの都合、この仕事は額が少ないので今回パスしようとか、この仕事に行こうとかいう選択肢を業者のほうにやっていく。飯塚市としては、それは関係なくちゃんと発注していくじゃないですか。だからそういう業者寄りといいますか、業者側のほうが勝手にそういう選択をする、で辞退するといった場合とか、いろんなケースがあるので、そういった場合のペナルティーをもう少しちょっと深く、業者さんに尋ねるなり、そういった面でペナルティーに関する考え方をちょっとまとめていただきたい。それと次年度からとか、期限を決めて、もうペナルティーを与えないのあれば与えない。与えればこうといった場合は与えるというのを委員会にまとめて期日をちゃんと決められて報告していただきたいという、これは要望ですけどよろしくお願ひします。

今年4月から電子入札における入札が執行されたと思うんですけども、現時点での電子入札の現況というか、状況報告ができましたらよろしくお願ひしたいんですけど。

○契約課長

本年4月から電子入札を本番稼働させていただいております。電子入札に参加するに当たりましては、業者さんのほうから飯塚市に電子入札に参加しますよというような登録が必要になってきておまして、今現在の電子入札参加の登録の状況からまずご説明申し上げますと、まず工事契約の工事とコンサルに電子入札を導入しておまして、専門工事を含めます工事のほ

うで、全体の業者数が361者ございます。その中で現在、直近昨日まででございますけれども、登録者数が236者、割合にしまして65.4%となっております。次に、コンサルでございますけれども、これ市内、市外ございまして全体数で申し上げますと、市内、市外全体数で申し上げますと業者数が295者、登録者数が162者となっております、割合にしますと54.9%で、これ市内に限りますと、33者ございまして、33者中26者が登録されております、割合にしますと78.8%というような状況となっております。今後これを100%に限りなく近づけないといけませんので、それぞれ事あるごとに周知を図りながら、登録者数の増加に努めてまいりたいと考えております。それから、執行状況でございますけれども、4月から現在までの執行状況でございますけれども、工事が28件、コンサルが11件、合計しますと39件の電子入札での執行をいたしております。電子入札以外でございますけれども、例えば随意契約でございますとか、対象工種外の工種というのが、それぞれ7件ございます。それで比較いたしますと、電子入札の執行率といたしましては全体で84.78%というような状況でございます。

#### ○小幡委員

ありがとうございます。今期、工事もコンサルも入れて、39件の入札実施をされたということですが、契約課の感覚でいいんだけど、電子入札に対するメリット、もしくはデメリットがあれば、今の感想があればよろしく願います。

#### ○契約課長

もう率直に申し上げて、実感といたしましてはこれまでも答弁をさしあげておりましたけれど、入札執行するに当たりましては最低5名の職員が必要でございました。それで、入札の時間というのがおおむね大体15分刻みで、1日何件も入札を執行しておる状況でございます。それで、まず人が縛られるということ、それから時間の制限があるということ、それから業者さんが来庁していただかなきゃいけませんので、そういったもろもろの制約と申しますか、それともう一つが、入札が何件も重なりますと当然駐車場の確保ですとか、部屋の確保というのが必要になってまいります。感想ですけど、4月に実施をいたしましてから、もうそれらが一切なくなりましたので、あと職員のほうの事務的な負担ですとか、紙が要らないとか、やはり時間に限られますので、精神的なそういった負担ですとか、そういうところがかなり軽減されましたので、その費用とバランスを考えたときに、やはりかなりのメリットがあるというふうな実感を持っております。

#### ○小幡委員

わかりました。電子入札の登録業者数が65.4%。4月からだからまだ3カ月、4カ月強でかなりの登録業者数は、ふえたと思うんですね。今、課長がおっしゃったようなメリットというのはたくさんあるし、このコロナ禍においては、やはり一堂に集めての入札というのは、今の状況を考えますと、電子入札のほうの方がより効果があるんじゃないかと思っておりますけれども、できれば100%近づくように努力してください。

続けてですが、先ほど報告の中でどうしても最低価格におけるくじ引きがやはりいまだ多いということですね。再三申し上げましたとおり上限と下限の工事価格を公表するのは構わないんだけど、一番業者へのデメリットは、適切な積算をしないと。これは業者のほうから言えば楽なんですね。イコール市内業者の技術的な発展につながらないというところから、私の提案だったんだけど、上限の価格は公表したとしても、下限を公表はするべきではないということのを再三申し上げておりますが、その件についての下限公表の非公開については何か検討されておりますか。

#### ○契約課長

その件につきましても、いろいろとご審議いただいているところでございます。それで、一昨年から先進地ですとか、そういうところの調査、これはホームページ上の調査になりますけ

れども、それをしておりまして、実際にはそういった先進地視察ですとか、そういうことを計画しておりましたけど、なかなかコロナ禍ということもあって、実施できていない状況でございます。一方で、国から国交省あたりから通知が来る分ですとか、いろいろな調査が実施されております。それについて分析をしているところです。それで、今くじ引きによるということでございますけれども、これまでも申し上げましたように品確法等で示されているとおり価格競争が激化して低入札になっておるといような状況については、これは国のほうも非常に品質の低下を招くといようなことで、懸念されているということは、これはもう確かなことでございます。本市の入札制度についての課題であるということは十分認識しております。

○委員長

先ほど小幡委員のほうから要求のありました資料をサイドボックスに掲載していますので、確認をお願いいたします。ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

入札制度について、私もいろいろと前から気にはなっているんですけど、くじ引きだとか、いろんなことでの今の現状でいいのかということ、1年間にわたってこれを審議していくということで研究していきます。

それについて資料を私のほうから、今後の検討資料としていただきたいということで、共同企業体（JV）のメリット・デメリットや共同企業体の過去の契約状況の分かる資料をこういうの一つ出してほしいということと、もう1点が、談合防止の対策、談合情報が入った場合の業務の流れ、このときにどういうふうにしていくかという資料を次回で構いませんので、一つ出してほしいということ。この2つの資料提出を委員長のほうでお取り計らいください。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま深町委員から要求がっております資料は提出できますか。

○契約課長

今、要求のありました資料につきましては次回の委員会までにまとめをさせていただきます、提出をさせていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

本日お受けしました資料要求につきましては、執行部に資料の作成をお願いし、準備ができ次第、閉会中の本委員会で調査を進めていきたいと思っております。なお、要求のあった資料の調査の順序などは、正副委員長に一任させていただきますようお願いいたします。本件については、引き続き調査をしていくということで本日はこの程度にとどめたいと思っております。

次に、「情報発信について」を議題といたします。提出資料について執行部の説明を求めます。

○情報政策課長

情報発信の方針並びに情報発信手法とその概要について、お手元の資料に基づきご説明をいたします。

「情報発信について」の1ページをお願いいたします。情報発信の方針でございますが、第2次飯塚市総合計画の施策1の4、情報共有の推進におきまして、市民がまちづくりに参画できるよう情報の共有化の推進を図るとともに、収集した情報の適切な管理と効果的な情報発信

に努めるといたしております。なお、施策を実現するための基本事業として、広報の充実を掲げまして、広報誌やホームページを通じた情報提供の充実を図るとともに、さまざまな手法を活用した情報発信に努めることといたしており、市内外への市の魅力を積極的にPRしていくこととしております。また、令和3年3月に改定いたしました飯塚市地域情報化計画におきましては、個別施策として、SNS等を活用した適時適切な情報発信、受信の推進を掲げ、公式SNSによるリアルタイムな情報発信の強化とともに、受けたい情報を選択できるような仕組みを検討し、実施することといたしております。

続きまして2ページをお願いいたします。情報発信手法とその概要についてご説明をいたします。まず、広報いづかでございますが、1市4町の合併時に、毎月1日の発行として4月号から開始をしております。市民の皆様にお知らせしたい各種制度の情報や各種イベント情報、啓発に関する事項などを掲載させていただいております。発行部数は、令和2年度実績でございますが、年間54万4268部となっております。広告料収入といたしまして、こちらも令和2年度実績でございますが、342万5千円となっております。発行に係る経費といたしましては、印刷製本費として令和2年度実績で1884万1783円となっております。また、視覚に障がいのある方にも同様に情報をお届けするために、広報いづかの内容をCD等に吹き込んでお届けする声の市報の謝礼金として33万円を支出いたしております。

次に、公式ホームページでございますが、開始時は合併時からとなっております。ホームページにつきましては、基本的に情報量に制限がございませんので、より詳細な情報の提供が可能となっております。また、世界中の不特定多数の方が閲覧できますので、市の魅力を市内外にPRできるという利点もございます。アクセス数につきましては、令和2年度実績で年間884万2580件となっております。広告料収入といたしまして、令和2年度実績で149万7100円となっております。歳出でございますが、管理等委託料、データセンター使用料と令和2年度実績で294万1840円を支出いたしております。

続きまして、公式SNSでございますが、フェイスブック、ツイッター、インスタグラムを平成29年7月に、ラインを平成30年12月に運用開始いたしております。フォロワー数についてでございますが、令和3年6月末の数値を、資料のほうを記載させていただいておりますけれども、7月末の集計ができておりますので申し上げます。フェイスブックにつきましては1023人、ツイッターにつきましては3206人、インスタグラムにつきましては1775人、ラインにつきましては7040人となっております。なお、現状で職員の人件費以外の経費については発生はいたしておりません。

次に、本年6月から開始いたしましたdボタン広報誌でございますが、九州朝日放送が地上デジタル放送を使って提供するテキスト型の広報サービスでございます。郵便番号でエリアを判別するため、視聴者はdボタンを押すだけで利用可能となるものでございます。使用料として年間で158万4千円の契約となっております。ホームページでも言えることでございますが、特にSNS、dボタン広報誌につきましては、入力した情報が即時に反映され、ユーザーに届くためタイムリーな情報発信に非常に役立つツールであると考えているところでございます。以上簡単でございますが、提出資料の説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○深町委員

dボタンですね、これに対してちょっと質疑ですが、私もdボタンということは今度つくられたばかりでよくわからなかったもので、2、3日前からちょっとテレビを見ていたりしたんですけど。これについて災害発生時には、お年寄りの方は大変有効なことだと感じております。そこでこのdボタン広報誌は、災害発生時に具体的にはどのような情報を発信するのか、

ちょっとお尋ねします。

○情報政策課長

災害発生時におきましては、防災行政無線でも発信されます高齢者等避難や避難指示などの避難情報のほか、指定緊急避難場所や指定避難所の開設状況であるとか、避難者数などを適時に掲載をしたいと考えておるところでございます。また、新型コロナウイルス感染症に対応するため臨時的に開設される指定緊急避難場所の情報につきましても、即座にお伝えすることができるものと考えております。

○深町委員

大変有効な方法ですけど台風とかで、それで停電とかがありまして、テレビが見えなくなったとき、当然、情報の取得は難しいため早めにそういうときは情報を出してほしいということをお願いしときます。次に、災害発生時以外にどのような情報を発信するのですか。

○情報政策課長

現在は、コロナ禍で感染予防の啓発や日々の感染状況、予防接種に関する情報などの掲載が多くなっておりますけれども、通常は市からのお知らせや開催される各種イベントの情報について、担当課からの依頼等により適宜、掲載してまいりたいと考えております。また、急な日程の変更や中止、内容の変更等の情報についても、すぐに掲載をすることにより、市民の皆様にはいち早く情報をお伝えできるものと考えているところでございます。

○深町委員

いろいろな情報発信されていると思いますが、市民のニーズを調査して、市民に寄り添ってどんな発信を今後いくのかということも検討してほしいと思います。次に、開始から2カ月が経過していますが、このdボタン広報誌の周知ですね、周知徹底はどのようにして行っていますか。

○情報政策課長

dボタン広報誌の周知でございますが、掲載する情報や操作方法を説明させていただきましたチラシを6月1日に全戸配布させていただくとともに、市のホームページ、公式SNSでもお知らせをしております。また、今後も定期的に広報誌に掲載するなど周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深町委員

dボタン広報誌は、インターネットの環境がない人や扱いが苦手な方に、その方たちには大変喜ばれるものだというふうに思います。やはり高齢者が対象になり、大事なところだと思いますので、今はコロナ禍で高齢者の方が集まることは難しいと思いますので、他の部署と連携して老人会や高齢者向けのサークルなどで周知徹底をしてもらいたいというふうに思います。せっかくいいものを出してあるので市民が皆見るように、dボタンを押して見るように周知徹底を今後努力してもらいたいというふうに思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○小幡委員

dボタンのちょっと関連で聞きます。歳出は使用料158万4千円とありますが、これは年間契約、年間の支出でよろしいですか。

○情報政策課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

年間158万4千円。これ契約先は九州朝日放送、KBCとの契約ということですか。

○情報政策課長

そのとおりでございます。

○小幡委員

広報いづか、市報についてちょっと教えてください。資料によりますと歳出が1884万1783円と謝礼金が33万円いるということですね。これを合算した額が歳出という考えでよろしいんでしょうけれども、これから広告料の収益が342万5千円、歳入として入ってきますね。それを引いた額を発行部数54万4268部か。単純に割れば1部当たりの価格、今ちょっと計算したら約29円になるんですけども、そういう計算でよろしいですか。

○情報政策課長

そのようになろうかと考えております。

○小幡委員

これは製作費が1部29円ですね。あとは、配らなくちゃいけないので、自治会に多少、配布の手数料がプラスされるという考えでいいですね。全般に報告を聞きまして、特にSNS、フェイスブック、ツイッター、ラインとかね。こういうのは、お金が要らないじゃないですか。逆に言えばね。まだ登録者数が報告によりますと、まだまだ少ないということで、このフェイスブックとかラインとか、今後、どのように登録をしていただけるように、広報というか、推進というか、何か考えがありましたらお知らせください。

○情報政策課長

現状で公式SNS等につきましては、ホームページとか広報誌等に定期的に掲載をさせていただいております、フォロワーの増加に努めているところでございます。現状は情報を選びながら出していくことでフォロワーの増加というところを図っているところでございますけれども、今後は先ほど地域情報化計画の中でも申し上げましたとおり情報を選んでいただけるような仕組み等を、その辺も研究していくことでフォロワーの増加につなげていきたいというふうに現状考えているところでございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○田中裕委員

公式ホームページの件で1点だけ確認をさせていただきたいと思います。先ほど課長の説明の中で、公式ホームページは世界に配信されるということでもございました。本当に重要なものだと思っておりますが、このホームページに誤りがあったりすれば大変なことだと思います。以前、私の一般質問の際に、ホームページが古くなっている、また誤りがあるということ指摘させていただいたことがございますが、このホームページの内容はどのようにチェックをされているのか、お尋ねをいたします。

○情報政策課長

現状、公式ホームページにつきましては、各課でページのほうを更新するような仕組みになっております。最終的には、当課のほうでチェックをいたしまして、掲載をさせていただくところでございまして、当然内容に不備等がございましたら、原課のほうで修正をしていただくというところが、第一義になりますけれども、情報政策課のほうでも、そういう情報の古いものがないとか、ミスがないかというところで内容を見て、修正をかけていくということにも努めているところでございます。

○田中裕委員

担当課ではやはり難しいところがありますよね。やはりそれぞれの部署の方がチェックをするというのは当然だと思いますが。先ほど言いました一般質問での誤りがありますよというのは、中に引用されているパンフレットが、新しいものに変えなくてはいけないのが変わってなく古いパンフレットがそのまま記載されていたということでもございます。これ本当にその担当部署がしっかりとこれをチェックしないと、誤りというのがわからないと思いますので、その辺のチェックもししっかりといただくように担当課に指摘を、指摘と言いますか、徹底をして



いただきたいと思ひます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○深町委員

情報発信についても、1年間やっていかないとはいけませんので、これも一つ資料の提供ということをお願いしたいと思ひます。

ホームページでのアクセス数の多い項目が分かる資料、それや公式SNSの男女比、年齢構成などが分かる明細を出していただきたいというをお願いして、次回で構いませんので、提出をお願いしたい。それからdボタン、これが主力に今後なっていくと思ひますけど、先ほどのフェイスブックやツイッター、この辺のもっとアクセスも増やすような検討とか、できるのであればそれも資料提供をよろしくお祈ひします。委員長に取り計らいをお祈ひします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま深町委員から要求があつております資料は提出できますでしょうか。

○情報政策課長

次回、委員会までにまとめまして、ご提出させていただくことは可能と考えております。

○委員長

お諮りいたします。ただいま深町委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、次回以降の委員会で執行部に資料の提出を求めます。

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

本日お受けしました資料要求につきましては、執行部に資料の作成をお祈ひし、準備ができ次第、閉会中の本委員会で調査を進めていきたいと思ひます。なお、要求のあつた資料の調査の順序などは正副委員長に一任していただきますようお祈ひいたします。本件については引き続き調査をしていくということで、本日はこの程度にとどめたいと思ひます。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から1件について報告したい旨の申し出があつております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よつて、報告を受けることに決定いたしました。「株式会社新生堂薬局との包括的連携について」、報告を求めます。

○総合政策課長

「株式会社新生堂薬局との包括的連携について」、ご報告いたします。株式会社新生堂薬局との間で、包括的連携に関する協定の締結を7月5日にとり行いましたので、その概要について報告いたします。

本市におきましては、令和元年度から公民連携推進室を立ち上げまして、民間事業者が有する創意工夫、アイデア、ノウハウなどを活用し、行政と民間事業者が双方の強みを生かし、住民サービスの向上や地域課題の解決を図つていこうとしているところでございます。

今回、株式会社新生堂薬局から同社が有される知識や経験を生かし、生活習慣病予防と健康管理の推進に関すること。防災及び災害時の支援に関すること。地域活性化の推進に関すること。共生社会づくりに関すること。子どもの健全育成に関すること、の5つの項目について、包括的な連携を行い、市民サービスの向上や地域の活性化などに貢献したいとの提案がございまして、本市といたしましても、健康づくり、防災や共生社会づくり、子どもの健全育成などの各分野にわたる事業について、効果的な連携ができるものと考えまして、協定の締結を行つ

たものでございます。今後は、市民サービスの向上や地域の活性化につながる事業について、連携して実施が図れるよう努めてまいりたいと考えております。以上簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。